

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成30年度以降は、微減、微増を繰り返している。

令和元年度～令和2年度の町村別の被保護世帯数は、野辺地町、七戸町、東北町が減少し、六戸町は増減はなく、横浜町、六ヶ所村では増加している。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

*指数は、平成28年度を100とした場合の数値である。

年度	区分	世帯数	指数	対前年度比
平成28年度		1,115	100.0	100.7
平成29年度		1,125	100.8	100.8
平成30年度		1,106	99.1	98.3
令和元年度		1,116	100.0	100.9
令和2年度		1,096	98.2	98.2

② 町村別被保護世帯数（令和2年度 単位：世帯数）

町村名	区分	世帯数	対前年度比
野辺地町		236	98.3
七戸町		197	95.6
六戸町		99	100.0
横浜町		99	103.1
東北町		338	96.0
六ヶ所村		127	103.2
計		1,096	98.2

ア 令和2年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成28年度の62.7%から68.2%と5.5ポイントの増加、その他世帯は平成28年度の12.2%から8.5%と3.7ポイント減少している。

また、母子世帯は平成28年度の2.2%から1.9%と0.3ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成28年度の22.6%から21.2%と1.4ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成28年度		619	81	700	25	184	69	253	81	56	137
平成29年度		643	81	724	26	184	64	248	74	54	128
平成30年度		644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
令和元年度		663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
令和2年度		666	83	749	21	176	57	233	42	51	93
内 訳	野辺地町	140	16	156	3	40	9	49	15	12	27
	七戸町	111	12	123	5	32	15	47	10	13	23
	六戸町	69	7	76	3	13	2	15	2	3	5
	横浜町	57	7	64	1	17	6	23	4	7	11
	東北町	225	27	252	7	49	13	62	5	12	17
	六ヶ所村	64	14	78	2	25	12	37	6	4	10

イ 令和2年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は8.9%で、平成28年度の10.3%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成28年度		51	1	6	17	75	40	1,000
平成29年度		52	0	4	19	75	33	1,017
平成30年度		50	0	4	18	72	33	1,000
令和元年度		53	0	4	16	73	33	1,010
令和2年度		50	2	3	14	69	29	998
内 訳	野辺地町	19	0	1	5	25	9	201
	七戸町	8	2	1	3	14	7	177
	六戸町	9	0	1	3	13	2	84
	横浜町	2	0	0	1	3	2	94
	東北町	9	0	0	2	11	7	320
	六ヶ所村	3	0	0	0	3	2	122

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少した。

令和元年度～令和2年度を町村別に見ると、横浜町、六ヶ所村が増加し、他の町村は減少している。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度	人員数	対前年度比
平成28年度	1,431	99.3
平成29年度	1,431	100.0
平成30年度	1,407	98.3
令和元年度	1,401	99.5
令和2年度	1,366	97.5

② 町村別月平均被保護人員（令和2年度 単位：人）

町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	287	97.9
七戸町	256	94.8
六戸町	115	98.2
横浜町	133	101.5
東北町	409	95.5
六ヶ所村	167	103.0
計	1,366	97.5

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、令和2年度は減少に転じた。

令和元年度～令和2年度を町村別に見ると、横浜町、六ヶ所村が増加し、他の町村は横ばい、もしくは減少している。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名	28	29	30	1	2
野辺地町	24.0	23.6	22.9	23.0	23.0
七戸町	16.3	17.5	17.6	18.3	17.8
六戸町	13.0	12.0	11.6	11.1	10.9
横浜町	29.0	30.2	30.8	30.7	31.7
東北町	24.6	25.0	24.9	25.2	24.5
六ヶ所村	14.9	14.8	15.5	15.7	16.3
管内	19.9	20.1	20.0	20.1	19.9
県	23.2	23.3	23.4	23.4	23.4
国	16.9	16.7	16.6	16.6	16.3

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成28年度以降の保護の申請件数は120～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移している。廃止件数も、平成30年度以降は増加傾向である。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成28年度	143	96	36	24	96
平成29年度	121	93	19	14	87
平成30年度	161	111	36	12	120
令和元年度	170	128	33	11	127
令和2年度	162	126	32	4	149

(5) 保護費の状況

令和2年度における保護費の支出総額は、約20億1,300万円であり、令和元年度の約20億5,500万円に比べ約2%減少している。支出総額のうち、医療扶助は52.8%となっており高い比重を占めている。

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立準備付金 進学準備付金	計
野辺地町	121,414,713	446,428,177	645,060	31,630	2,928,705		383,953	770,708	12,114,956	39,980	1,84,767,882
七戸町	107,590,683	26,473,548	566,788	6,800	2,172,888		640,765	628,593	5,983,678		144,063,803
六戸町	47,319,405	14,260,087		16,940	995,938	39,750	111,771	217,200	9,259,136		72,220,227
横浜町	51,995,082	12,441,204	212,570	5,400	1,098,077		956,876		16,281,100	300,000	83,290,309
東北町	195,185,817	66,277,285	1,178,540	417,600	4,694,268		960,521	692,467	9,289,136	159,033	278,854,687
六ヶ所村	81,452,975	12,663,510	616,965	27,600	1,562,639		260,925	214,258	9,990,316	20,000	106,809,178
小計	604,968,675	178,543,811	3,219,923	506,000	13,452,505	39,750	3,324,811	2,523,226	62,918,322	519,033	870,006,066
払基金 支払分					1,051,327,876						
国保連 支払分				91,730,251							
合計	604,968,675	178,543,811	3,219,923	92,236,251	1,064,780,381	39,750	3,324,811	2,523,226	62,918,322	519,033	2,013,064,213

(単位：円)

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子（父子・寡婦）福祉

(1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成28年度から令和2年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	28	29	30	元	2
生活一般	住 宅		11	3	5	5	1
	医 療 ・ 健 康		20	8	23	17	0
	家 庭 紛 争		12	4	4	2	1
	就 労		58	62	39	53	15
	結 婚		1	0	0	0	0
	養 育 費		2	2	1	3	0
	借 金		4	6	9	4	1
	そ の 他		11	12	8	6	5
	小 計		119	97	89	90	23
児 童	養 育		13	7	7	88	23
	教 育		4	5	10	6	0
	非 行		0	0	1	1	0
	就 職		3	2	5	3	2
	そ の 他		3	4	9	8	0
	小 計		23	18	32	106	25
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		1,380	1,027	1,053	767	770
	寡 婦 福 祉 資 金		30	112	24	17	6
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		0	3	2	3	0
	生 活 保 護		3	0	3	3	0
	税		5	1	5	1	0
	そ の 他		9	15	15	16	3
	小 計		1,427	1,158	1,102	807	779
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)		0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		1	0	0	0	0
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)		0	0	0	1	0
	小 計		1	0	0	1	0
	合 計		1,570	1,273	1,223	1,004	827

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和2年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	6	4,584,000	16	9,698,500	22	14,282,500	1	630,000	2	990,000	3	1,620,000	0	0	0	0	0	0
高校分	3	1,308,000	6	2,518,000	9	3,826,000	1	630,000	2	990,000	3	1,620,000	0	0	0	0	0	0
専修分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学分	3	3,276,000	10	7,180,500	13	10,456,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学院分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	1	1,200,000	0	0	1	1,200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	1	100,000	0	0	1	100,000	1	180,000	0	0	1	180,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	1	100,000	0	0	1	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	0	0	0	0	0	0	1	180,000	0	0	1	180,000	0	0	0	0	0	0
専修分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	5,884,000	16	9,698,500	24	15,582,500	2	810,000	2	990,000	4	180,000	0	0	0	0	0	0

(3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和2年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、64.9%で令和元年度の62.8%より2.1ポイント改善した。また、収入未済額は、令和元年度の27,411,561円に比べ1,972,335円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、99.0%で令和元年度の86.5%よりも12.5ポイント改善した。また、収入未済額は、令和元年度の200,441円に比べ189,751円改善し、10,690円となった。当総室の父子福祉資金利用者の償還は平成29年度から始まり、償還率は100%である。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

種別	調定年度	現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	45,030,219	43,299,324	1,730,895	96.2%	27,410,636	3,704,087	23,706,549	13.5%	72,440,855	47,003,411	25,437,444	64.9%
	利子	2,330	1,473	857	63.2%	925	0	925	-	3,255	1,473	1,782	45.3%
	計	45,032,549	43,300,797	1,731,752	96.2%	27,411,561	3,704,087	23,707,474	13.5%	72,444,110	47,004,884	25,439,226	64.9%
	(県合計)	236,176,841	215,409,449	20,767,392	91.2%	253,378,301	19,792,386	233,585,915	7.8%	489,555,142	235,201,835	254,353,307	48.0%
父子福祉資金	元金	222,576	222,576	0	100.0%	0	0	0	-	222,576	222,576	0	100.0%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	222,576	222,576	0	100.0%	0	0	0	-	222,576	222,576	0	100.0%
	(県合計)	1,403,025	1,374,357	28,668	98.0%	66,171	0	66,171	0.0%	1,469,196	1,374,357	94,839	93.5%
寡婦福祉資金	元金	871,620	871,620	0	100.0%	200,441	189,751	10,690	94.7%	1,072,061	1,061,371	10,690	99.0%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	871,620	871,620	0	100.0%	200,441	189,751	10,690	94.7%	1,072,061	1,061,371	10,690	99.0%
	(県合計)	3,691,466	3,448,030	243,436	93.4%	5,013,839	396,201	4,617,638	7.9%	8,705,305	3,844,231	4,861,074	44.2%

4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる）が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

令和2年度の女性相談の相談者数は12人で、延件数は25件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は9人、延件数は21件で、全て女性からの相談となっている。

また、令和2年度のストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

(1) 女性相談受付状況

①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)		夜間相談 (17時以降 の電話相談)						
		来所 指示等	外国人 からの 相談							
28	実人員(人)	13	1		1	2			16	
	相談延べ件数(件)	44	1		2	6			52	
29	実人員(人)	8			2	10			20	
	相談延べ件数(件)	15			2	16			33	
30	実人員(人)	2				8			10	
	相談延べ件数(件)	4				17			21	
R元	実人員(人)	6	1			3			9	
	相談延べ件数(件)	22	1			5			27	
2	実人員(人)	5				7			12	
	相談延べ件数(件)	16				9			25	

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
28	来所・巡回等	14	10				1		3							
	電 話	2							2							
	計	16	10				1		5							
29	来所・巡回等	10	7				1		2							
	電 話	10	9						1							
	計	20	16				1		3							
30	来所・巡回等	2	2													
	電 話	8	8													
	計	10	10													
R元	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	
2	来所・巡回等	5	3					1	1							
	電 話	7	5						2							
	計	12	8					1	3							

③主 訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係														経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反							
		夫 等		子 ども		親 族		交 際 相 手		そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産							そ の 他						
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱 問 題	離 婚 の 他	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力																				そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他
28	16	12	1	1								1					1																	
29	20	4	8	2			1	1	1	1							1																	
30	10	1	1	1			1	1	2			1	2																					
R元	9	4	1						1		1	2																						
2	12	8	2						1								1																	

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円(2 万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
年度	28						1			15		16
	29									20		20
	30									9	1	10
	R元						1			6	2	9
	2						1			7	4	12

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成26年1月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。(延べ件数)

年度		合計			合計						
		女性	男性	合計	加害者との関係				生活の本拠を共にする(した)		
					配偶者			離婚済	交際相手		
					届出有	届出なし	届出有無不明		元交際相手	元交際相手	
28	来所	18	18	18	18						
	電話	23	23	23	23						
	その他	3	3	3	3						
	合計	44	44	44	44						
29	来所	8	8	8	8						
	電話	12	12	12	10			1	1		
	その他	1	1	1	1						
	合計	21	21	21	19			1	1		
30	来所	1	1	1						1	
	電話	7	7	7	1					6	
	その他	0		0							
	合計	8	8	8	1					7	
R元	来所	4	4	4	2	1					1
	電話	7	7	7	4	2					1
	その他										
	合計	11	11	11	6	3					2
2	来所	9	9	9	7						2
	電話	12	12	12	12						
	その他										
	合計	21	21	21	19						2

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
28	2	2	0
29	0	0	0
30	0	0	0
R元	0	0	0
2	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
28	0	0	0
29	0	0	0
30	0	0	0
R元	0	0	0
2	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
28	0	0	0	0
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
R元	0	0	0	0
2	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
0	0	0